

1. 実施要領に関する質疑

番号	頁	項目番号			項目名	質問内容	回答案
1	4	3	(1)		出資について	将来的に増資予定等、出資の変更はあるか？	実施要領に示すとおり出資については、総額5千万円の範囲内で会社設立し、その後の増資については現時点で想定していません。将来的な増資の必要性が生じた場合、株主総会により決定するものと考えます。
2	5	3	(7)		2市2町が指定する従業員	「当該従業員の業務は、「4 パートナー事業者に求める業務内容」以外の業務であり、同項に示すパートナー事業者に求める業務内容に係る調整業務、モニタリング業務及び2市2町との間の調整業務並びに地域振興事業の実施時におけるパートナー事業者と連携してのその他関係者との調整業務」とあるが2市2町との調整はパートナー事業者の所掌外と考えてよいか。	2市2町との調整は、2市2町が指定する従業員が主体的に行いますが、パートナー事業者はそれに協力するものとします。協力内容については、P8「5 提案内容 (2) イ④」の項目で提案をお願いします。
3	5	3	(7)		従業員2名の雇用の時期	「地域新電力会社に2市2町が指定する従業員2名以内を置くことに同意」とあるが、どの時期から雇用する前提なのか。設立当初からか、事業開始からか、事業収益を踏まえて雇用開始時期は、協議が可能なのか	設立当初からとします。なお、2市2町が指定する従業員に係る人件費については、実施要領「5 提案内容 (2) イ⑤及び(3) ウ①, ②」の提案において、その費用を見込む必要はありません。
4	5	3	(8)		事業計画の「事業の収益性」に関する評価の考え方について	P19 評価の視点で「収入は少なく、利益は多いことが望ましい」とあるが、一方P5には「削減額と利益の合計が大きいほど望ましい」とある。前者を追求した場合、後者の額が最大になるとは限らない。後者を優先した提案（後者がより評価されるという理解）で良いか。	実施要領P5「パートナー事業者として果たす内容及び同意事項」(8)と、P19「評価の視点」「事業の収益性」は、どちらの記載も、公共施設の電気代（地域新電力会社の収入）の低減額と地域新電力会社の利益の額の合計が大きいほど望ましいとしています。 なお、P19 評価の視点における「収入」は、P9「5 提案内容 (3) ウ」によるP24【別紙3】の収入欄に示す項目のとおり公共施設からの収入のみであることに留意してください。（小売電気
	16	14	(2)				
	19	14	(4)				

																					事業の営業により得たその他の収入がある場合は、外部売電料金を例として支出欄に負数計上するようにしてください。)	
5	6	4	(3)	ア	※但し書き	事業計画の「事業の収益性」の評価につき、地域振興事業に係る人件費の影響について	支出(人件費)															ただし書きに含む地域振興事業の経費とは「具体的事業の移行までの業務の計画立案に係る費用」のみであり、地域振興事業が開始されるまでの費用は実施要領 P26 支出欄の人件費又は委託料に見込んで提案してください。ただし、見込む年間業務量は以下のとおりとします。 ①公共施設でのオンサイト PPA について 4 件の可能性調査及び課題検討 ②上記のうち効果があると見込まれる対象施設の事業提案（詳細検討は別途）
	26	別紙 3																				「P6-4-(3)※ただし書き」には、地域振興事業に関する業務の計画立案にかかる費用は事業計画に見込むよう指示がある。しかし、地域振興事業は、社会意義や地域ニーズが高くても大きな利益は期待できないことが多い。今回、地域振興事業を積極的に提案するほど、事業計画上の利益が減り、評価の視点となる「事業の収益性」が低くなってしまうことが懸念される。地域振興事業に係る費用は、事業計画に組み込むものの、評価項目「事業の収益性」の評価視点からは除外していただくことは可能か。
6	7	4	(4)	エ	※但し書き	2市2町の指定する従業員に係る業務と、事業計画への算定費用について																提案においては、社会保険料の計算、支払い及び加入、変更等各種手続き並びに福利厚生事業として人間ドックの助成及び福利厚生事業者との契約事務を見込んでください。 具体的には協議して決定することとなります。
7	7	4	(4)	エ	※但し書き																	2市2町の指定する従業員については、「給与支払いや福利厚生手続き」に係る業務を含むとあるが、福利厚生に係る手続きとは「社会保険」に係る計算、支払手続きのみでよいか 雇用する従業員のための経費(例)については、今回の事業計画の算定外との認識で良いか。(2市2町の指定する従業員が行う調整業務に必要な業務内容・実費が不明確なため、事業計画等に見込むのが難しいと考える) 例：事務所費(家賃)・通信費・消耗品・備品・移動費

8	7	5	(2)	イ	①	運営体制・業務分担「直接雇用」について	「地域新電力会社としての直接雇用の必要性の有無についても示すこと」とあるが、直接雇用の対象は、2市2町が指定する従業員2名とは別の者を想定しているのか	お見込みのとおりです。
9	7	5	(2)	イ	⑥	運営体制・業務分担「内製化」について	「地域新電力会社が小売電気事業を内製化しようとする場合」と記載があるが、内製化することを前提としているのか。	内製化を前提としていないものの、社会情勢の変化により内製化が求められた際の対応を問うものです。
10	9	5	(3)	ウ		事業計画の「事業の収益性」に関する評価の考え方について	評価項目にある「事業の収益性」は、楽天的に作成すれば、収益を大きく見せることもできるが、実態にあった精緻なものにすればするほど、収益性が低くなることもある。このような性質から、「事業の収益性」の評価では、確からしさやリスクを加味したことでの収益低下などを考慮した評価としていただけか？	本提案においては、応募者自らが提案した運営体制や事業計画について実現可能となる実態にあった精査された提案を求めるものであり、合せて項目毎に記載する数値については根拠の説明が必要です。 なお、本提案による収益性については、パートナー候補者決定後の事業計画策定の基礎となるものであり、21頁16. パートナー事業者との事業協定の協議においても詳細に根拠確認を行うため、実態に合った提案としてください。協議において、提案内容と著しい乖離があり解決できない場合は、協議が整わない可能性があることに留意してください。
	16	14	(2)					
11	10	5	(4)	イ		再生可能エネルギーの開発及び有効活用	本項目において、資産を取得する内容の地域振興事業の提案を検討しているが、地域新電力会社が資産を取得するような提案は可能か。また、この場合のリスクはどう考えるか。	資産を取得するような提案は可能です。リスクについては、適正に判断し提案に盛り込んでください。
12	13	9	(1)			参考資料に関する質問の受付	提供を受けた「参考資料」に関する質疑・依頼等は、質問の提出期限(6月6日)を過ぎても、受付けてもらえないか。	参考資料に係る質疑に限り7月11日までに様式集(様式第7号)により事務局へメールで提出してください。なお、回答は高砂市ホームページ上で7月18日までに公表するものとします。

13	18	14	(4)	表		<p>評価の視点にも「小売電気事業を内製化しようとする場合」とあるが、内製化することへの協力や新たな協力関係構築については、どこまで重要視されているのか（評価項目「運営体制・業務分担」の中でどの程度の評価を想定しているのか）。</p> <p>※実施要領「3_パートナー業者として果たすべき内容・同意事項」および「4_パートナー事業者に求める業務内容」には、「小売電気事業を内製化するために係る業務」は含まれていないため、事業者選定の際の評価にいかほど影響を与えるのかを確認しておきたい。</p>	<p>評価に関することなのでお答えできません。</p>
14	23	別紙 2			運営委託	<p>エコクリーンピアはりまの運営委託期間が終了した場合の調達電力はどうなるか。</p>	<p>運営委託期間終了後にエコクリーンピアはりまを継続使用するかどうか現時点で未定です。その段階でのごみ量や施設の運営維持管理の状況等により判断することになります。</p>
15	26	別紙 3			発電側課金	<p>通常は、発電側課金は、発電者が負担する費用であり、小売電気事業者が預かって一般送配電事業者に支払うものと認識しているが、今回は、エコクリーンピアはりま（発電者）から預かって支払うのではなく、新電力会社が経費として負担するとのことになるのか</p>	<p>質問の前段については、お見込みのとおりです。後段については、提案上、「エコクリーンピアはりまへの電気料金支払い」と「発電側課金」を分けて計上しているものと解釈してください。（実際の契約においては合算額ですが、エコクリーンピアはりまには発電側課金相当額を控除した「エコクリーンピアはりまへの電気料金支払い」に示す額を支払い、「発電側課金」に示す額は一旦、地域新電力会社が預かり一般送配電事業者を支払うものとします。）</p>
16	26	別紙 3			人件費又は委託料の年額	<p>(3)地域振興事業に係る費用は「具体的事業の移行までの計画立案に係る費用のみを見込むこと」とあるが、どのような地域貢献事業を立案するかは、2市2町の意向等によって左右されるため、変動要素が高い。採択された場合、今回提案した金額が、地域振興事業の計画立案に係る費用（委託費）の上限となるのか？</p>	<p>上限とは考えませんが、パートナー候補者決定後の事業計画策定時の参考として取り扱います。</p>

2. 様式集に関する質疑

無し

3. 参考資料に関する質疑

番号	施設名称	質問内容	回答案
1	全施設(需要施設)	各施設の電圧(高圧・特高)の種別を教えてください。 ※「最大1時間値(契約電力に相当)」から、特別高圧は、「エコクリーンピアはりま」のみと思われるが、その認識で良いか。	エコクリーンピアはりま(番号118)及び米田水源地(番号121)が特別高圧です。それ以外の施設は高圧です。
2	全施設(需要施設)	契約電力は、各Excelの「集計表」シートに記載の「最大1時間値」との理解でよいか	お見込みのとおりです。
3	全施設(需要施設)	「集計表」に記載されている「負荷率」は、同シートの年間使用電力量と最大1時間値から以下の計算式で算出されていると思われる。 計算式＝年間使用電力量／(最大1時間値×24時間×365日) だが、当Excelの「年間使用電力量」は、うるう年を含む1年間の使用量になっており、負荷率を正確に算出するのであれば、除するのは「366日」にすべきではないか？ 負荷率が28%未満か28%以上かによって、事業計画の第1段階、第2段階に供給する施設が変わるため、確認をさせてほしい。 もしくは、参考資料で提示・記載された「負荷率」で第1段階、第2段階供給を判断していいのか明確にしてほしい	ご質問のご指摘とおり、負荷率計算に誤りがありましたので、別紙のとおり修正します。しかしながら、負荷率28%未満の公共施設についての変更はありません。